

市立敦賀病院医業未収金回収業務委託事業者選定プロポーザル募集要領

1 目的

市立敦賀病院は、医業未収金で債務者が行方不明状態にある等回収が困難となっている債権の回収・集金代行業務を、専門的な債権回収・収納のノウハウがある者に委託することにより、収納率の向上を図ることとしています。

そこで、当該業務の受託を希望する弁護士または弁護士法人から提案を広く募集しプロポーザルを実施することで、業務委託の受託者を選定するものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

市立敦賀病院医業未収金回収業務

(2) 業務の内容

別紙「市立敦賀病院医業未収金回収業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和10年6月30日まで

3 参加資格要件等

以下の条件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 令和4年度以降に国、地方公共団体、国立大学法人または独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）、または医療機関（一般病床200床以上）における未収金回収業務の受託実績を有すること。
- (7) 敦賀市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) (7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

4 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、令和7年4月25日（金）午後5時までに、参加申込書（様式第1号）を持参又は郵送で提出してください。また、参加者が代理人の場合は、委任状（様式第3号）も提出してください。なお、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を令和7年5月14日（水）午後5時までに持参又は郵送で

提出してください。

参加申込書の提出先

市立敦賀病院医療サービス課

〒914-8502 福井県敦賀市三島町1丁目6番60号

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限、提出方法

前述4の参加申込書を期限内に提出した者でプロポーザルに参加する者は、令和7年5月14日（水）午後5時までに、次項（2）の書類を作成し持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。到着有効）により提出してください。

企画提案書の提出先

市立敦賀病院医療サービス課

〒914-8502 福井県敦賀市三島町1丁目6番60号

(2) 提出書類

- | | |
|---------------------------------|----|
| ・ 企画提案書（A4版で作成すること。） | 8部 |
| ・ 業務案内等（パンフレット等でも可とする。） | 8部 |
| ・ 市立敦賀病院医業未収金回収業務成功報酬見積書（様式第2号） | 1部 |
| ・ 弁護士の資格を有することを証明する書類の写し | 1部 |

(3) 企画提案書の記載内容

次の項目については企画提案書に必ず記載してください。

① 業務実施方針

- ・ 業務の方針、取組姿勢等

② 業務実施手法

- ・ 業務全体の流れ（フロー図等）
- ・ 債務者に対する督促業務等の実施手法（債務者との接触方法、回数、実施期間等）
- ・ 居所不明債務者、債務者死亡時の調査、債務者に対する相談業務等
- ・ 請求を停止する案件の考え方
- ・ 債務者に通知する督促ひな形
- ・ 収納した未収金の入金確認・入金管理方法等
- ・ 市立敦賀病院との連携方法（連絡調整、各種報告方法等）

③ 組織及び業務実施体制

- ・ 業務の実施体制（責任者及び指揮命令系統、実施人員）およびコンプライアンス体制、責任者の略歴及び実績

④ 業務実績の状況

- ・ 医業未収金回収に係る受託実績（主な委託先、受託件数・金額、回収件数・金額等）

⑤ 個人情報保護体制

- ・ 個人情報保護のための体制、取組、研修等

⑥ その他

- ・ その他記載事項があれば記載してください。

6 様式等関係書類の交付について

市立敦賀病院のホームページからダウンロードできます。

「URL : <http://tsuruga-hp.jp/> 」

7 プロポーザルの審査

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行うため「市立敦賀病院医業未収金回収業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

(2) ヒアリングの実施

審査委員会は、提出された企画提案書等の内容について、提案者毎にヒアリングを実施します。

① 実施日 令和7年5月下旬（予定）

場 所 市立敦賀病院内会議室（予定）

※ 実施日等詳細は企画提案書を提出した者に文書で通知します。

② ヒアリングの時間 30分程度（提案時間約20分、質疑応答約10分）

(3) 審査方法

審査委員会は、企画提案書等及びヒアリングを元に順位づけを行い、受託候補者及び次点者を選定します。

(4) 評価基準

審査委員会は以下の基準により評価を行います。

ア 業務実施方針

- ① 市立敦賀病院の信頼性に配慮した取組姿勢か。
- ② 医療費の性格を理解し、債務者への配慮がなされているか。

イ 業務実施手法

- ① 債務者への接触方法、回数、実施期間が適切で効果的な債権回収が期待出来るか。
- ② 回収業務をいかにトラブルなく交渉出来るか。
- ③ 債務者に係る調査方法は効果が見込める内容か。
- ④ 収納した未収金の入金確認・入金管理方法等が具体的に提案され、評価出来るシステムとなっているか。
- ⑤ 市立敦賀病院への連絡調整、報告体制が整い、細やかな対応が可能か。

ウ 組織及び業務実施体制

- ① 業務を執行する弁護士は何人配置されているか。
- ② 業務を執行するために適切な体制（責任者及び指揮命令系統、実施人員）が整備されているか。
- ③ 法令を遵守するための対策（体制、取組、研修等）が整備されているか。

エ 業務実績の状況

医業未収金の回収業務に関して十分な実績を有しているか。

オ 個人情報保護体制

個人情報保護のため対策（体制、取組、研修等）が整備されているか。

カ 委託料

成功報酬率（委託料）が低廉であるか。

（５） 選考結果の通知

選考結果は、提案者全員に対して書面で通知します。

（６） 選考後の取り扱い

委託業務の契約に際して、選定された者の企画提案書等の内容をそのまま締結することを保証するものではありません。

受託候補者として選定された者と企画提案書等の内容をもとに業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときに契約を締結します。交渉が整わないときは、次点者に選定された者と契約に向けた交渉を行います。

8 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第４号）を提出すること。

（１） 質問方法

所定の質問書（様式第４号）により、必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：b-iji@ton21.ne.jp

（２） 質問書提出期限

令和７年４月２５日（金）午後５時まで

（３） 質問の回答方法

全ての参加事業者に対して、参加申込書（様式第１号）に記載されたメールアドレスに電子メールで回答する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は実施要領等の追加または修正とみなす。

（４） 質問の回答日

令和７年５月７日（水）

9 事務局

住所：〒９１４－８５０２ 福井県敦賀市三島町１丁目６番６０号 市立敦賀病院

担当者：医療サービス課 佐藤、竹内

電話番号：０７７０－２２－３６１１

電子メールアドレス：b-iji@ton21.ne.jp

10 その他

- （１） 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めません。
- （２） 提出された書類に虚偽の記載がある場合は参加を無効とする場合があります。
- （３） 当該企画提案等に要する一切の費用は提案者の負担とします。
- （４） 企画提案は事業者毎に１種類とします。
- （５） 提出された書類は返却しません。
- （６） 提出された書類は敦賀市情報公開条例（平成１１年条例第１４号）に基づき公開

する場合があります。

- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (8) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。